

令和7年4月1日

業者各位

総務部 契約課

大東市の入札制度概要 (令和7年4月1日施行)

大東市の入札制度概要について、下記のとおり周知します。

なお、入札案件ごとの固有の事情等を踏まえ、下記に示す内容を適宜変更して、入札を実施する場合がありますのでご注意ください。

記

1. 大東市の競争入札への参加にあたって

本市の入札(売払いの入札を除く)に参加しようとする者は、大東市入札参加資格審査申請書を提出し、審査を受け、有資格者名簿に登録されていることが必要です。

大東市入札参加資格審査申請の時期及び要領については、本市ホームページ等で公表します。

2. 工事の入札について

本市では、予定価格が 200 万円を超える工事について競争入札を実施しております。工事の予定金額に応じて入札に関する制限を設定しており、その概要は下記のとおりです。

(1) 予定価格が 200 万円を超え、1 億 5 千万円未満の工事

	概 要
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札(電子入札)
参加可能業者	市内業者※1

最低制限価格	あり（最低制限価格を下回る価格の入札は失格）
価格公表時期	○予定価格：事前公表 ○最低制限価格：事前公表
経営事項審査 結果通知書の 総合評定値	○予定価格 3,000 万円未満の工事※2 点数を取得していること。 ○予定価格 3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事 600 点以上必要。 ○予定価格 5,000 万円以上 1 億 5, 000 万円未満の工事 700 点以上必要。
技術者の配置	建設業法第 26 条に基づく技術者を配置できること。
社会保険への 加入	雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入していること。 (適用除外の者を除く)
施工実績	不要

※1 入札参加者が少ないと見込まれる場合は、準市内業者等の入札参加を認める場合があります。

※2 予定価格 500 万円未満の土木一式工事・建築一式工事は 700 点以上の業者は参加できません。

(2) 予定価格が 1 億 5,000 万円以上、2 億円未満の工事

	概 要
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札(電子入札)
参加可能業者	市内業者※1
最低制限価格	あり（最低制限価格を下回る価格の入札は失格）
価格公表時期	○予定価格：事前公表 ○最低制限価格：事前公表
経営事項審査 結果通知書の 総合評定値	700 点以上必要。
技術者の配置	建設業法第 26 条に基づく技術者を配置できること。
社会保険への 加入	雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入していること。 (適用除外の者を除く)
施工実績	本市が入札ごとに公表する実施要領に示す工種について、 過去 10 年間に国または地方公共団体の元請として、予定価格の 30%以上の施工実績があること。

※1 入札参加者が少ないと見込まれる場合は、準市内業者等の入札参加を認める場合があります。

(3) 予定価格が2億円以上の工事※1

	概 要
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札(電子入札)
参加可能業者	市内業者、準市内業者、市外業者
最低制限価格	あり(最低制限価格を下回る価格の入札は失格)
価格公表時期	○予定価格 : 事前公表 ○最低制限価格 : 事前公表
経営事項審査 結果通知書の 総合評定値	○市内業者 : 700点以上必要。 ○準市内業者 : 800点以上必要。 ○市外業者 : 950点以上必要。
技術者の配置	建設業法第26条に基づく技術者を配置できること。
社会保険への 加入	雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入していること。 (適用除外の者を除く)
施工実績	本市が入札ごとに公表する実施要領に示す工種について、 過去10年間に国または地方公共団体の元請として、予定価格の30%以上の施工実績があること。

※1 予定価格が概ね5億円を超える土木一式工事、建築一式工事については、次の(4)により入札を行います。

(4) 予定価格が概ね5億円以上の土木一式工事・建築一式工事※1

	概 要
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札(電子入札)
参加可能業者	特定建設工事共同企業体(JV) (構成員に市内業者を含むこと)
構成員の要件	○対象工事の発注工種の格付けが最上位等級のみ又は最上位等級及び第二位等級に属する者の組み合わせ。 ○対象工事の工種の許可を受けてから3年以上の営業実績があること。 ○対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。 ○対象工事を受注している特定建設工事共同企業体の構成

	員でないこと。												
最低制限価格	あり（最低制限価格を下回る価格の入札は失格）												
価格公表時期	○予定価格：事前公表 ○最低制限価格：事前公表												
経営事項審査 結果通知書の 総合評定値	<table><thead><tr><th></th><th>最上位等級</th><th>第二位等級</th></tr></thead><tbody><tr><td>○市内業者</td><td>700 点以上必要。</td><td>600 点以上必要。</td></tr><tr><td>○準市内業者</td><td>800 点以上必要。</td><td>700 点以上必要。</td></tr><tr><td>○市外業者</td><td>950 点以上必要。</td><td>850 点以上必要。</td></tr></tbody></table>		最上位等級	第二位等級	○市内業者	700 点以上必要。	600 点以上必要。	○準市内業者	800 点以上必要。	700 点以上必要。	○市外業者	950 点以上必要。	850 点以上必要。
	最上位等級	第二位等級											
○市内業者	700 点以上必要。	600 点以上必要。											
○準市内業者	800 点以上必要。	700 点以上必要。											
○市外業者	950 点以上必要。	850 点以上必要。											
技術者の配置	建設業法第 26 条に基づく技術者を配置できること。												
社会保険への 加入	雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入していること。 (適用除外の者を除く)												
施工実績	本市が入札ごとに公表する実施要領に示す工種について、 過去 10 年間に国または地方公共団体の元請として、予定価格の 30%以上の施工実績があること。												

※1 詳細については、「大東市特定建設工事共同企業体取扱要綱」を参照のこと。

(5) (1)～(4)に共通する事項について

○市内業者は、大東市内に本店がある業者であり、新規で入札参加資格登録した後 1 年以上経過していること。

○準市内業者は、大東市内に支店・営業所等がある業者であり、新規で入札参加資格登録をした後 2 年以上経過していること。

○入札参加者(応募者)が 2 者に満たない場合は、入札を中止(不調)とします。

○総合評定値の根拠となる経営事項審査結果通知書については、契約締結日から遡り 1 年 7 か月以内に発行されたものであること。

○受注可能工事本数は、本市が同年度に発注した予定価格 3,000 万円以上の工事を 3 本までとする。

※ただし、「災害救助法適用地域」に指定された場合の受注案件は除く。

※予定価格 3,000 万円以上の施行中の繰越工事については、既に受注している工事の本数に含める。(繰越工事竣工後は受注件数の本数から除く)

○入札制度に係る内容において必要が生じた場合には、大東市事後審査型制限付一般競争入札参加資格審査会にて審査する。

3. 建設コンサルタント業務の入札について

本市では、予定価格が100万円を超える建設コンサルタント業務について競争入札を実施しております。その概要は下記のとおりです。

	概 要
入札方式	事後審査型制限付一般競争入札(電子入札)
参加可能業者	市内業者、準市内業者、市外業者
最低制限価格	あり
価格公表時期	○予定価格 : 事前公表 ○最低制限価格 : 事前公表
業務実績	本市が入札ごとに公表する実施要領に示す業種について、過去10年間に国または地方公共団体の元請として、予定価格の30%以上の施工実績があること。
その他	技術士等、業務に必要な資格を有する者を当該業務に配置できること。

※入札参加者(応募者)が2者に満たない場合は、入札を中止(不調)とします。

4. 物品の購入、事務業務委託等の入札について

本市では、予定価格が150万円を超える物品の購入、100万円を超える事務業務委託等について競争入札を実施しております。その概要は下記のとおりです。

	概 要
入札方式	指名競争入札
参加可能業者	市内業者、準市内業者、市外業者
最低制限価格	なし
価格公表時期	予定価格 : 事前公表

※入札参加者(応募者)が2者に満たない場合は、入札を中止(不調)とします。